

4月 定例教育委員会 議事日程

1. 日 時 平成28年4月20日（水）午後1時30分から

2. 会 場 教育委員会会議室

3. 出席委員

教育委員長 矢 野 ひとみ

教育委員 鷹 尾 秀 隆

教育委員 高 橋 久美子

教育委員 水 口 良 江

教育長 渡 邊 博 隆

4. 会議に出席した事務局職員

教育監理監 井 上 伸 弥

事務局長 鷹 岡 正 直

学校教育課指導主幹 大 西 聡

学校教育課指導主事 久 保 田 貴 章

学校教育課課長補佐 小 田 忠 幸

社会教育課長 森 田 誠 司

社会教育課課長補佐 矢 野 真 人

学校給食センター所長 大 西 昌 治

5. 協議事項等

(1) 議案審議

報告第 1号 教育長の専決に関する報告（伊予市職員定数条例に定める職員以外の一般職に属する伊予市教育委員会職員の勤務条件等の取扱いに関する要綱の廃止）について

議案第21号 伊予市家庭教育・子育てサポートグループスタッフの委嘱について

議案第22号 伊予市青少年補導委員の委嘱について

議案第23号 伊予市社会教育委員の委嘱について

議案第24号 伊予市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第25号 伊予市立幼稚園利用者負担額の減免に関する規則の一部を改正する規則について

議案第26号 伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱の制定について

(2) 報告事項等

① 5月教育委員会行事予定について

② 事務局報告事項等について

③ その他

6. 閉 会

午13時30分 開会

○矢野委員長 それでは、4月の定例教育委員会を開会したいと思います。

大勢の新しいスタッフの皆さんに御協力いただきましてありがとうございました。顔と名前が一遍に一致しないので、早く覚えなければと思いますが、ここにいらっしゃる井上教育監理監さん、何か懐かしい顔が帰ってこられて大変心強く思っております。よろしく願います。

現在、14日に起こった熊本大震災が、本当に想像以上の大災害となっておりまして、日々、ひよっとしたらこっちにも来るんじゃないかなという緊張感で毎日過ごしております。一刻も早く収束することを願っております。また、その影響がいろんな学校教育のほうにも出てくるんじゃないかなと思いますが、また後からご覧いただいたらと思います。

それでは、早速に進めたいと思います。

4月の会議録の署名人は、鷹尾委員さんになっておりますので、よろしく願います。

○鷹尾委員 はい。

○矢野委員長 それでは、2月の会議録のほう、委員さん方のお手元に届いているかと思えます。中を読んでいただきました。書面をもって承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、協議事項に入りたいと思います。

まず、報告第1号、教育長の専決に関する報告について。

局長から願います。

○鶴岡局長 それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第1号伊予市職員定数条例に定める職員以外の一般職に属する伊予市教育委員会職員の勤務条件等の取扱いに関する要綱の廃止について。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては4月1日付で専決をさせていただいております。その報告でございます。

内容につきましては、理由のところを見ていただきたいんですが、平成28年4月1日から施行されます伊予市職員定数条例に定めます職員以外の一般職に属する職員の給与等に関する条例の一部改正に伴いまして本要綱を改正するものでございますが、伊予市の規則に新たに教育委員会の関連の職員も記載されましたことに伴いまして本要綱が不要となりますので、廃止するものでございます。

以上です。

○矢野委員長 繰り返しますが、改正に伴って要綱を廃止する必要が生じたため専決処分するものですが、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 それでは、続いて、議案の第21号伊予市家庭教育・子育てサポートグループスタッフの委嘱について、説明をお願いします。

○森田課長 3ページになります。

議案第21号伊予市家庭教育・子育てサポートグループスタッフの委嘱について。

平成28年度にスタッフ増員のため、別紙の者を委嘱したいから、教育委員会の議決を求める。

4ページをおあげください。

こちらに4名の名簿がついておりますが、1番につきましては、公民館長、4番が社会教育の事務局職員ということで、4月の異動に伴うものでございます。2番、3番につきましては、幅広い意見を求めるため、2名の増員となっております。武田さん、岡本さんにつきましては、子ども総合センター指導員、それから巡回相談員という方々を増員しております。

以上でございます。

○矢野委員長 ありがとうございます。

子育てサポートグループで、1番と4番の方は異動に伴って、2番と3番が増員。

○森田課長 増員ですね。

○矢野委員長 増員ですね。

何人くらいおりましたかね。

○森田課長 16人です。

○矢野委員長 御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 それでは、承認を求めたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 続きまして、議案第22号に進みたいと思います。

伊予市青少年補導委員の委嘱について。

説明をお願いします。

○森田課長 5ページになります。

議案第22号伊予市青少年補導委員の委嘱について。

平成28年度に異動があったので、別紙のように委嘱したいから教育委員会の議決を求める。

6ページをお開きください。

伊予市青少年補導委員名簿、2名ございます。こちらにつきましては、両名とも中村地区の異動に伴うものでございまして、前任者、石田さん、藤岡さんにかわりまして、仲田さん、稲生さんの2名に変更をいたすものでございます。

以上です。

○矢野委員長 ありがとうございます。

2名の方が地区の委員の異動があったので、新たに選任された方です。

質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 承認いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 ありがとうございます。

それでは、続けて、議案第23号伊予市社会教育委員の委嘱について。

お願いします。

○事務局 7ページになります。

議案第23号伊予市社会教育委員の委嘱について。

平成28年度人事異動により委員に変更があるので、別紙の者を委嘱したいから教育委員会の議決を求める。

8ページをお開きください。

社会教育委員名簿でございますが、中学校の校長先生の4月の異動によりまして、中山中学校の遠藤校長先生から松本校長先生のほうに変更となります。

以上です。

○矢野委員長 はい、ありがとうございます。

社会教育委員の異動がありまして、松本校長先生に新たに選任ということです。

承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 ありがとうございます。

それでは、続けて、議案第24号伊予市スポーツ推進委員の委嘱について。

○森田課長 9ページでございます。

議案第24号伊予市スポーツ推進委員の委嘱について。

伊予市スポーツ推進委員の欠員に伴い、別紙の者を委嘱したいから教育委員会の議決を求める。

10ページをお開きください。

双海地区のスポーツ推進委員でございました福岡英夫さん、病気療養のため、本人より辞職願が出ましたので、その補充といたしまして、同じく双海地区、山岡豊茂さんを委員に委嘱したいと思っております。

以上です。

○矢野委員長 はい、ありがとうございます。

この方は病気のため辞職したので、かわりの委員さんの選任ということでございます。

御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、続けて、議案第25号伊予市立幼稚園利用者負担額の減免に関する規則の一部を改正する規則について。

説明をお願いします。

局長さん、お願いします。

○鶴岡局長 それでは、11ページ。

議案第25号伊予市立幼稚園利用者負担額の減免に関する規則の一部を改正する規則について。

伊予市立幼稚園利用者負担額の減免に関する規則、その一部を別紙のとおり改正したいから、教育委員会の議決を求めるものでございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表でございますが、幼稚園の利用者負担額につきまして、第2条におきまして、今までひとり親世帯、在宅の障がい者のいる世帯、その他の世帯、これらの子どもさんにつきましては、第2階層というのは非課税世帯、第3階層というのが生活保護非課税世帯以外ということになりますが、これまで1,000円減額するというふうになっておったわけですが、その方につきまして、その1,000円減額するというその上に、ただし第3階層、それ以外の方の世帯につきまして、市町村民税所得額が77,101円未満の方につきましては1,000円を減額した額のさらに半額となります。

第4号におきましては、市町村民税所得割の額が77,101円未満の方に係ります多子世帯の場合に、これまで年齢要件というのがございまして、それが小学校3年生までの兄、姉がいる場合に、第2子、第3子というふうを考えておったわけですが、その小学校3年生までという年齢制限を撤廃をいたしまして、兄または姉がいる場合に、第2子、第3子というふうに計算をするようになるものでございます。

第5号につきましては、市町村民税所得割の額が77,101円未満の場合の要保護世帯等というのが先ほど言いましたひとり親世帯、障がい児のいる世帯その他ということになりますが、それに該当する世帯におきましては、第2子以降の負担額は無料とするというふうに改正するものでございます。

この施行期日でございますが、4月20日本日から施行させていただきますので、4月1日から適用するというようになっております。

以上です。

○矢野委員長 ありがとうございました。

説明していただきましたが、何か御質問等ございませんか。

はい、水口委員さん。

○水口委員 改正案の4のところ、兄または姉の年齢要件は子育て支援法施行令の定めによるというふうになっているんですけど、例えば年齢要件は何歳と。

○矢野委員長 局長さん。

○靄岡局長 先ほど説明させていただきましたが、これまでは小学校3年生という上限があったわけですが、この改正によりまして上限がなくなります。したがって、何歳であっても、中学生であっても、高校生であっても、大学生であっても、同一生計内であれば構わない。

○矢野委員長 水口委員さん。

○水口委員 例えば、成人していても関係ないということですかね。成人して、その方が就労して所得があるというところでも関係ないということ、ちょっとよくわからないんですけど。

○矢野委員長 局長さん。

○靄岡局長 成人していても該当します。ただし、就労されている場合には、同一生計内ということになりますと、その方の税金とかも合算されるということになりますので注意が必要になります。

○水口委員 ありがとうございます。

○矢野委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 政令の改正によってこういうふうに変動していくということになります。

御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 ありがとうございました。

続きまして、議案第26号伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱の制定について。

給食センター所長さん、よろしく申し上げます。

○大西所長 14ページをお開きください。

議案第26号伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱の制定について。

伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱を別紙のとおり制定いたしたいから、教育委員会の議決を求めるものでございます。

この運営委員会につきましては、本年4月から市内におけます学校給食の統一、また給食費の統一、献立の統一、また入札制度の導入方法を決定する必要性がありましたが、上位法の整備が整っていなかったということで、昨年10月に定例教育委員会におきまして検討委員会設置要綱を制定させていただき、この委員会で方針を定めたところでして、このほどこの整備が整いましたことから、改めて伊予市学校給食センター運営委員会を設置するものでございます。

15ページをお開きください。

ここで、検討委員会のときより変わった事項について説明のほうをさせていただければと考えております。

まず、15ページ、第5号、役員なんですが、16ページをお開きいただきまして、第4号に監事2名を加えております。検討委員会におきましては、予算関係につきまして検討事項がございませんでしたので、今回改めて運営委員会のほうで加えたものでございます。第6条第4号におきまして監事の任務、第7条第2号におきまして監事の選任方法を新たにつけ加えたものでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○矢野委員長 これはいつから施行になるんですか。

○大西所長 本日承認をいただきましたら本日から施行させていただきたいと考えております。

○矢野委員長 御説明にもありましたが、以前にこの検討委員会等について議案を出されて審議をしたと思います。監事さん等が新たに加わったというふうな御説明だったように思います。

それともう一つ、最初に説明されたときに4月から各校の献立等を統一しているということも言われましたね。

○大西所長 はい。

○矢野委員長 4月からどこも同じ献立で実施しているということですね。

○大西所長 はい、実施しております。

○矢野委員長 わかりました。

委員さん方、何か質問等ございませんか。

これは何もない場合は年に1回。

○大西所長 今のところ、2回を予定しております。

○矢野委員長 最初の回と最後、何かあるんですか。

○大西所長 特に、今年度、新たに統一献立を始めましたものですから、年度途中で指導、意見等々の集約等も行いたいと考えておりまして、今年度、2回実施したいと思っております。

○矢野委員長 設置要綱について、御意見ございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 ありがとうございます。

それでは、提出された議案については以上で終わります。

続けて、報告事項等に移りたいと思います。

5月の教育委員会行事について。

説明をお願いします。

久保田指導主事さん。

○久保田指導主事 5月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

○矢野委員長 それでは、次へ進みたいと思います。

事務局、報告事項等について。

課長さん、お願いします。

○森田課長 それでは、別冊で、平成28年度伊予市社会教育基本方針という資料がついていていると思いますが、そちらのほうをごらんいただけたらと思います。

前回の教育委員会では、学校教育基本方針の御説明をいたしました。これも同じく、今年度より適用されております伊予市教育大綱、こちらのほうに基づきまして、社会教育基本方針につきましても内容を教育大綱のほうに合わせるような形をとっております。新たに趣旨というふうにつけ加えまして、これも学校教育基本方針と同じ体裁をとらせていただきました。

それから、重点目標1、地域の教育力を育む生涯学習の推進。こちらにつきましましては、教育大綱の中に掲げております基本方針をそのまま採用いたしております。

以下の説明につきましましては文言の修正等ございまして、内容等につきましましては大きく変わったところございません。

それから、次のページを開いていただきまして、真ん中どころの大きい2、文化の振興・文化財の保護、こちらにつきましても基本方針を採用いたしております。

続く3番のスポーツ・レクリエーションの振興、それから次のページにあります4番、人権・同和教育の充実、こちらにつきましても同様でございます。内容につきましましては前年度と大差はございません。

最後のページ、5番の図書事業の推進でございますが、こちらは基本方針とは別でございます。現在、新たに図書館のほうの建設計画が進んでおります。その管理運営方法について、市民協働で検討されておりました。開館に向けた取り組みといたしまして基本方針とは別に新たにつけ加えております。

内容的には以上でございます。

○矢野委員長 ありがとうございます。社会教育の基本方針を御提出いただきました。

御説明にもあったように、伊予市の教育大綱、それから教育のほうの基本方針とほぼ重なる項目で作成されておりますので、一応細かく目を通していただいたのと同じような文章があるんじゃないかなと思いました。

教育大綱のほうは本当に細かく御審議をいただいておりますし、学校教育のほうの基本方針のほうも細かく目を通していただいておりますので、最後の図書館のところだけは作成の項目で入れられたということで、そこらあたりをちょっと読んでいただけたらと思います。

御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 承認いただきましてありがとうございます。

続けて、報告事項、ございませんか。

それでは、その他に進みたいと思います。

久保田指導主事、お願いします。

○久保田指導主事 教育委員さん方の御机上、封筒の中に、平成27年度の特徴ある学校づくりの研究事業を入れておりますので、また御一読いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○渡邊教育長 それが、小学校20万、中学校30万の事業です。

○矢野委員長 毎年、市から予算をいただいて各学校で実施しているものです。冊子になっておりますので、また目を通していただいて、今回でなくて結構ですから、御意見等がございましたら、また次回以降の教育委員会で御意見をいただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

○水口委員 委員長。

○矢野委員長 はい。

○水口委員 さきに戻ってまことに申しわけないんですけど、幼稚園の利用者負担金の減免に関する規定ですよね。これを改正することによって、もしわかっておればいいんですけど、どのぐらいの方が、そういう数字的なものが出ておりますか。試算されてないとわかりませんか、今現在の税の状態です。

○矢野委員長 局長さん、お願いいたします。

○轟岡局長 今、手元に資料がないので、人数まではちょっとわかりません。金額につきましては、実は今回の改正と今後、私立幼稚園のそれもまた今後どうなるか、まだ現段階では言えないんですけど、同じ改正があると仮に仮定しますと、保育料利用者負担金の収入が減になると私立就園奨励の補助金支出の両方で200万ぐらいの費用になるんじゃないかというふうにと考えております。

○水口委員 ありがとうございます。

○矢野委員長 その他でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 それでは、ないようなので、以上で協議事項については終了したいと思います。

午14時10分 閉会